

1 学則・奨学関係（115 大阪産業大学学位規程）

○大阪産業大学学位規程

平成4年3月5日

規程第115号

改正 平成29年3月31日

令和5年1月16日

令和7年2月25日

（趣旨）

第1条 この規程は、大阪産業大学学則第31条第2項に基づき、本大学において、授与する学位に関する事項を定めるものとする。

（学士の学位授与）

第2条 本大学の学則に基づき、所定の課程を修めた者に対し、学士の学位を授与する。

2 本大学において授与する学士の種類は、次の通りとする。

国際学部	国際学科	学士	（国際学）
スポーツ健康学部	スポーツ健康学科	学士	（体育学）
経営学部	経営学科	学士	（経営学）
	商学科	学士	（経営学）
経済学部	経済学科	学士	（経済学）
	国際経済学科	学士	（経済学）
情報デザイン学部	情報システム学科	学士	（工学）
建築・環境デザイン学部	建築・環境デザイン学科	学士	（工学）
システム工学部	システム工学科	学士	（工学）

3 学位授与の時期は、次の通りとする。

国際学部 毎年3月または9月

スポーツ健康学部 毎年3月または9月

経営学部 毎年3月または9月

経済学部 毎年3月または9月

情報デザイン学部 毎年3月または9月

建築・環境デザイン学部 毎年3月または9月

システム工学部 毎年3月または9月

1 学則・奨学関係（115 大阪産業大学学位規程）

（学士簿）

第3条 学長は、学士の学位を授与したとき、学士簿に登録する。

（学位記様式）

第4条 卒業証書・学位記の様式は、別記様式1の通りとする。

（事務の所管）

第5条 この規程に関する事務は、教務課が所管する。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成4年4月1日から施行する。ただし、学則第31条に定める学士の学位授与については、平成3年度に卒業した者から適用することができる。

附 則（平成29年3月31日）

（施行期日）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和5年1月16日）

（施行期日）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年2月25日）

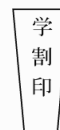
（施行期日）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

1 学則・奨学関係 (115 大阪産業大学学位規程)

別記様式 1

第 号



卒 業 証 書
学 位 記

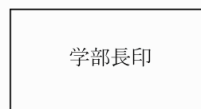
氏名
年 月 日

本学〇〇学部〇〇学科所定の課程を修めて本学を卒業したことを認め
学士(〇〇〇学)の学位を授与する

年 月 日

大阪産業大学〇〇学部長 氏

名



大阪産業大学学長 氏

名

